基準３４　連結送水管の設置及び維持に関する基準

第１　法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

１　地階を除く階数が１０以下の建築物に設けるものは、次によること。

⑴　送水口は、基準１４、第１、第５項第２号及び第３号の規定によること。

⑵　配管等は、次によること。

ア　屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、基準１３、第１、第４項第３号によること。

イ　配管等は、基準１３、第１、第４項（第３号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。

(ｱ)　地階を除く階数が、１０以下の建築物に設けるもので、かつ、配管内容積が０．５m^3以下のものにあっては充水しないことができる。

(ｲ)　補助用高架水槽は、他の消火設備と兼用することができる。この場合の当該水槽の容量は、それぞれの定められた容量のうち最大の容量とすること。◇

ウ　配管には、止水弁、逆止弁及び排水弁を送水口直近の容易に操作できる場所に設けること。ただし、前イ(ｱ)の基準を適用し、配管を充水しないものにあっては、止水弁及び逆止弁を設けないことができる。

エ　管継手及びバルブ類の構造及び材質は、基準１３、第１、第１項第８号ア及びイの規定並びに次によること。

(ｱ)　設計送水圧力が１MPaを超える場合は、安全センターの性能評定合格品の高圧使用（２MPa等）のねじ込み継手を使用することができる。◇

(ｲ)　バルブ類を設ける場合の当該バルブの最高使用圧力は、設計送水圧力時における当該場所の圧力値以上の仕様のものとすること。

オ　同一棟に複数の立管がある場合は、次によること。

(ｱ)　それぞれの立管には、それぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること（以下この項において「バイパス接続」という。）。

(ｲ)　バイパス接続した配管内には、速やかな送水及び配管内の腐食防止のために基準１３、第１、第４項第２号の規定の例による補助高架水槽で常時充水しておくこと。

カ　設計送水圧力の算定は、規則第３１条第５号ロによるほか、摩擦損失水頭は、立管ごとに８００ℓ/min（双口型の放水口が設置されているものにあっては１，６００ℓ/min）以上とすること。

⑶　放水口は、次によること。

ア　結合金具は、差込式のものであること。

イ　令第２９条第２項第１号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室及び階段室、階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーから５m以内の部分が含まれる。

ウ　厚さ１．６㎜以上の鋼製で、かつ、前面の大きさが短辺４０㎝以上、長辺５０㎝以上の格納箱に収納しておくか、又は基準１３、第１、第７項第１号及び第２号の規定に適合する格納箱に、屋内消火栓のホース接続口と併設収納しておくこと。

エ　格納箱の上部又はその扉の上端部には、赤色の灯火を、規則第１２条第１項第３号ロの規定の例により設けること。この場合、当該灯火には非常電源を付置することとし、非常電源及び灯火の回路の配線は、それぞれ規則第１２条第１項第４号及び第５号の規定の例により設けること。☆

オ　屋内消火栓箱の内部に放水口を設ける場合の赤色の灯火は、屋内消火栓の赤色の灯火と兼用することができる。◇

カ　屋上に設ける放水口は、基準１３、第１、第９項の規定の例により設けること。

⑷　標識は、基準３８によること。

２　地階を除く階数が１１以上の建築物に設けるものは、前項によるほか、次によること。

⑴　放水用器具格納箱は、次によること。

ア　材質は、厚さ１．６㎜以上の鋼製とすること。

イ　放水用器具の取り出し、収納等に十分な大きさを有すること。

ウ　放水用器具格納箱は、１１階以上の各階に設けること。ただし、地階を除く階数が１２以上の建築物の１１階以上の各階に設置する放水用器具格納箱に格納する放水用器具は、規則第３１条第６号ロの規定にかかわらず、管そう・ノズル１本及びホース２本とすることができる。◇

エ　放水用器具格納箱に収納する管そうは、基準１３、第１、第８項第１号の規定によること。

オ　管そうは、取手付とし、ノズル口径は２３㎜の棒状・噴霧・停止の３段切替式とすること。

カ　特別避難階段及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける場合は、基準１３、第１、第７項第７号の規定の例により設けること。　◇

⑵　規則第３１条第６号イに定める加圧送水装置は、基準１３、第１、第１項の規定の例によるほか、次によること。

ア　設置位置は、放水口でノズル先端における放水圧力が０．６MPa以上得られない付近又は地盤面からの高さが７０m以下の位置に設けること。

イ　中継ポンプを設ける場合の全揚程の算定は、中継ポンプの１次側に設けられる放水口のうち送水口からの圧力損失が最大となる放水口において、ノズルの先端における放水圧力が０．６MPaとなる設計放水圧力により送水した場合、中継ポンプにかかる押し込み圧力を加算することができる。

ウ　中間水槽は、次により設けること。

(ｱ)　水源の水位が中継ポンプの位置以上となるように設け、当該ポンプの１次側に専用の配管をもって接続すること。

(ｲ)　自動補給装置を設け、かつ、有効水量が８m^3以上のものとすること。

エ　配管等は、次によること。

(ｱ)　加圧送水装置の吸水側配管と吐出側配管との間にバイパスを設け、逆止弁を設けること（第３４－１図参照）。

(ｲ)　立上り管を２以上設置した場合は、各送水口から送られた水が合流する加圧送水装置の吸水側配管及び吐出側配管は管の呼び径で１５０㎜以上とすること。

オ　加圧送水装置の起動は、流水検知装置又は圧力検知装置のよる起動方式とすること。ただし、防災センター等から遠隔操作により起動することができ、かつ、送水口の直近から防災センター等と相互に通話できる装置を設けるものは、この限りでない。

カ　非常電源、配線等は、基準１３、第１、第５項の規定の例によること。

第３４－１図

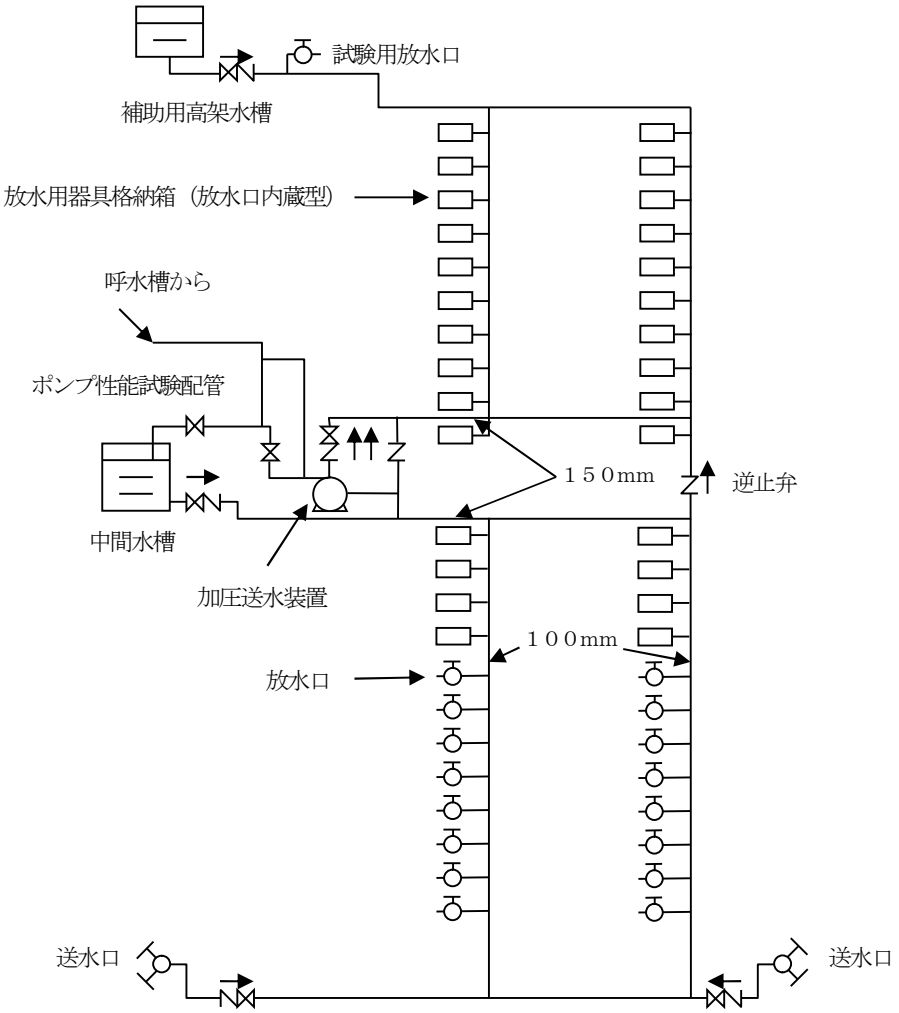

第２　特例適用の運用基準

令第３２条又は条例第４６条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

１　地階を除く階数が７以上の建築物で、次に適合するものは、連結送水管を設置しないことができる。

⑴　延べ面積が、２，０００㎡未満であるもの

⑵　７階以上の階の床面積の合計が、１００㎡以下であるもの

⑶　７階以上の階が、昇降機、塔屋、物見搭その他これらに類する用途に供され、かつ、収容されているものが、電動機等のみで、火災の発生するおそれが少ないと認められるものであるもの

２　基準３３、第２、第２項の規定に適合している場合は、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができるものとする。

3　自走式の駐車場で、次のいずれかに該当し、かつ、消防活動上に困難性が認められない場合、連結送水管の設置を免除することができる。

⑴　平屋建ての建物の屋上で、屋外スロープで車両が出入りすることができる構造のもの（第３４－２図参照）

第３４－２図

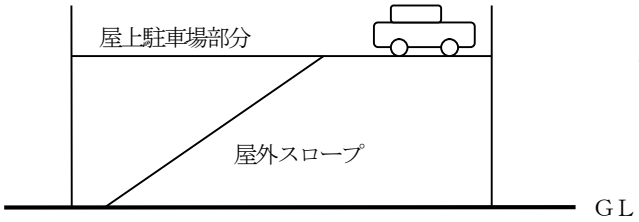

車両を自走駐車させる形態

⑵　３層４段以下の駐車場のうち、屋上までの高さが８m以下で、かつ、各段の駐車が一列のもの（第３４－３図参照）

第３４－３図

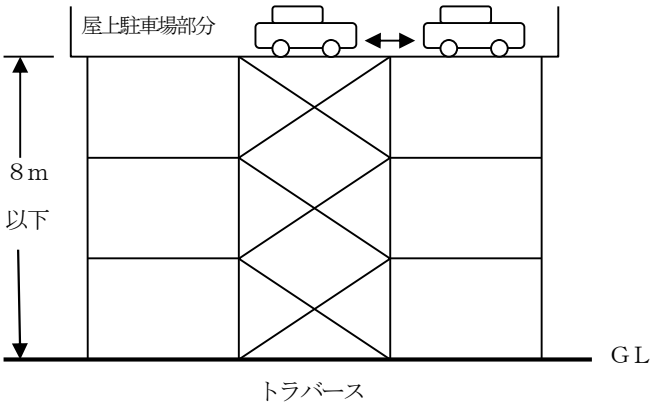

トラバース等により自動車を上下させた後、自走駐車をさせる形態